

指掌紋取扱細則

(指掌紋記録等の作成)

- 第1条 指掌紋取扱規則（平成9年国家公安委員会規則第13号。以下「規則」という。）第3条の規定による指紋記録及び掌紋記録の作成は、ライブスキャナ（指紋及び掌紋を電磁的に採取し、記録し、及びこれらに係る事項を送信し、又は受信する装置をいう。以下同じ。）を用いて行うものとする。
- 2 規則第3条の規定による指紋資料及び掌紋資料の作成は、別記様式第1号及び別記様式第2号を用いて行うものとする。
- 3 規則第3条の規定による指掌紋記録等の作成は、警察庁犯罪鑑識官が定めるところにより行うものとする。

(指掌紋記録等の送信等)

- 第2条 規則第4条第1項の規定による指紋記録及び掌紋記録の送信は、ライブスキャナを用いて行うものとする。
- 2 規則第4条第3項の規定による指紋記録及び掌紋記録の送信は、指掌紋業務端末装置（指紋資料及び掌紋資料並びに遺留指紋及び遺留掌紋を電磁的に読み取り、記録し、及びこれに係る事項を送信し、又は受信する装置をいう。以下同じ。）を用いて行うものとする。

(追加すべき身上事項等の通知)

- 第3条 警察署長等は、規則第4条第1項又は第2項の規定により警察庁犯罪鑑識官及び府県鑑識課長に電磁的方法により送り、又は送付した指掌紋記録等に係る身上事項で追加し、又は訂正すべきものがあると認めるときは、速やかに警察庁犯罪鑑識官及び府県鑑識課長にその内容を通知しなければならない。
- 2 前項の規定による通知は、ライブスキャナを用いて行うものとする。
- 3 警察庁犯罪鑑識官及び府県鑑識課長は、第1項の規定による通知を受けたときは、その保管に係る指掌紋記録等に係る身上事項について必要な追加又は訂正を行うものとする。

(処分結果記録の作成等)

- 第4条 規則第5条第1項の警察庁長官が定める事由は、次に掲げるとおりとす

る。

- (1) 事件を送致しなかったこと。
- (2) 事件が中止処分又は不起訴処分となったこと。
- (3) 判決又は公訴棄却の決定が確定したこと。
- (4) 少年事件について審判不開始、不処分又は保護処分の決定があったこと。
- (5) 犯則事件について被疑者が通告処分を受け、これを履行したこと。
- (6) 指掌紋記録等を作成した後3年を経過し、処分結果が判明しないこと。

2 処分結果記録の作成及び送信は、ライブスキャナを用いて行うものとする。

3 処分結果記録の作成は、警察庁犯罪鑑識官が定めるところにより行うものとする。

(追加すべき処分結果等の通知)

第5条 警察署長等は、警察庁犯罪鑑識官及び府県鑑識課長に送った処分結果記録に係る処分結果で追加し、又は訂正すべきものがあると認めるときは、速やかに警察庁犯罪鑑識官及び府県鑑識課長にその内容を通知しなければならない。

2 第3条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による通知について準用する。

(現場指掌紋等の送付)

第6条 警察署長等は、規則第6条第1項の規定により現場指掌紋を府県鑑識課長に送付するときは、当該現場指掌紋に当該現場指掌紋に係る事件の概要、当該現場指掌紋の採取者等を記載した書面を添付しなければならない。

(遺留指掌紋の照会等)

第7条 規則第6条第3項の規定による照会は、指掌紋業務端末装置を用いて行うものとする。

2 前項の照会は、警察庁犯罪鑑識官が定めるところにより行うものとする。

3 第1項の照会を緊急に行う必要があるときは、あらかじめ警察庁犯罪鑑識官にその旨を通知し、その承認を受けなければならない。

4 第1項及び第2項の規定は、規則第7条第1項の規定による依頼について準用する。

(被疑者に係る指掌紋照会等)

第8条 規則第9条第1項の規定による照会は、ライブスキャナを用いて行うものとする。

2 前条第3項の規定は、前項の照会について準用する。この場合において、同条第3項中「その承認」とあるのは、「府県鑑識課長を通じてその承認」と読み替えるものとする。

3 規則第9条第3項の規定による照会は、指掌紋業務端末装置を用いて行うものとする。

4 前条第3項の規定は、前項の照会について準用する。

5 規則第9条第4項の規定による回答は、別記様式第3号の指掌紋照会回答書を用いて行うものとする。ただし、緊急の場合はこの限りでない。

(変死者等に係る指掌紋照会等)

第9条 規則第10条第1項の規定による依頼は、別記様式第4号の指紋照会書を用いて行うものとする。

2 前条第3項から第5項までの規定は、規則第10条第2項の規定による照会について準用する。

3 警察庁犯罪鑑識官は、規則第10条第2項の規定による照会が死亡した者に係るものである場合において、該当する指掌紋記録等を発見したときは、当該死亡した者の指掌紋記録等を保管する府県鑑識課長（当該照会に係る府県鑑識課長を除く。）にその旨を通知しなければならない。

4 前項の規定による通知は、別記様式第5号の死亡通知書を用いて行うものとする。

(処理経過等の記録)

第10条 警察庁犯罪鑑識官及び府県鑑識課長は、指掌紋記録等並びに遺留指紋及び遺留掌紋の管理及び運用の適正を図るため、それらの処理及び照会の経過について、簿冊の作成その他の方法により明らかにしておかなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成10年1月5日から施行する。

(一指指紋の分類に関する訓令の廃止)

2 一指指紋の分類に関する訓令（昭和43年警察庁訓令第2号）は、廃止する。

(十指指紋の分類に関する訓令の一部改正)

- 3 十指指紋の分類に関する訓令(昭和44年警察庁訓令第9号)の一部を次のように改める。

第1条中「指紋等取扱規則」の次に「(平成9年国家公安委員会規則第13号)」を加え、「指紋原紙もしくは指紋票または」を「指紋記録に係る指紋資料に表示された指紋又は同規則に定める指紋資料若しくは」に、「(昭和44年警察庁訓令第8号)」を「(平成9年警察庁訓令第11号)」に改め、「被疑者、変死者等の」を削る。

第5条中「指紋原紙または指紋票」を「指紋記録又は指紋資料」に、「一部または」を「一部又は」に、「もしくは」を「若しくは」に改める。

附 則

この訓令は、犯罪手口資料取扱規則の一部を改正する規則(平成13年国家公安委員会規則第10号)の施行の日(平成13年4月1日)から施行する。

附 則

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成19年1月4日から施行する。

(十指指紋の分類に関する訓令の一部改正)

- 2 十指指紋の分類に関する訓令(昭和44年警察庁訓令第9号)の一部を次のように改正する。

第1条中「指紋等取扱規則」を「指掌紋取扱規則」に、「指紋記録に係る指紋資料に表示された指紋又は同規則に定める指紋資料若しくは指紋等取扱細則(平成9年警察庁訓令第11号)に定める指紋照会書に押なつされた指紋」を「被疑者及び変死者等の指紋」に改める。